

公の施設の指定管理者制度導入に係る基本方針

平成18年2月9日市長決裁

平成19年3月29日一部改正

令和3年3月31日一部改正

1 指定管理者制度の概要

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号、6月公布・9月施行）により、公の施設の管理については、これまでの「管理委託制度」に替わり、「指定管理者制度」が創設された。

この制度は、「多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間企業やその他の団体等のノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とするもの」（平成15年7月総務省通知）とされている。

2 基本的な考え方

人口減少社会を見据え、これからの市政運営にあたっては、市民と行政相互の信頼と合意のもと、それぞれが役割と責任を担い合って進めることが重要であり、これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、市民やNPO、企業など様々な主体がそれぞれの特性や能力を発揮しあいながら担っていく多元的な仕組みを整えていくことが必要である。

このため、公の施設の管理運営体制についても、施設の設置目的を勘案し、多様な住民ニーズに効果的かつ効率的に対応するとともに、住民サービスの向上と経費の削減等を図る一つ的手段として指定管理者制度の導入を検討するものとする。

3 指定管理者の募集

(1) 指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる

事項を公表し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を募集する。

ア 施設の概要

イ 指定管理者が行う業務範囲及び内容

ウ 利用料金、指定管理料

エ 指定管理期間及び管理基準

オ 申請の手続き

カ 指定管理者の選定基準

キ 指定管理者制度導入までのスケジュール

ク 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(2) 前項の規定にかかわらず、次の場合には募集によらないことができる。

ア 施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

イ 特定の者しか施設の管理を最も効果的かつ効率的に行うことができないと判断する場合

ウ 地域の人材や団体を育成支援することにより行政との協働のまちづくりを積極的に図っていく施設に導入する場合

4 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、厳正かつ公正な審査が求められるため、指定管理者選定等委員会の審議を経て行うものとする。なお、公募によらない場合についても、指定管理者選定等委員会において審議を行うものとする。

(2) 指定管理者選定等委員会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、応募団体から提出された申請書類、応募要件資格等について第1次審査を行う。第2次審査は、第1次審査を通過した応募団体のヒアリングを実施し、審査基準を定めた評価表に基づき総合評価を行い、指定管理者候補者を選定する。指定管理者選定等委員会は、審査報告書を作成し、指定管理者候補者等について、市長又は教育委員会に答申する。

(3) 指定管理者候補者の選定にあたっては、次に掲げる基準について審議しなければならない。

ア 公の施設としての役割を適切に担うことができるか。

イ 経営基盤は安定しているか。

ウ 市の実情を踏まえた事業の提案であるか。

エ 効果的な施設運営を実施できるか。

オ 経費削減効果はあるか。

カ 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める基準

5 指定期間

指定期間は、概ね3年から5年を目安とするが、施設の目的や実情等を十分勘案し、指定管理者制度の導入による効果が最大限に発揮されるよう施設ごとに設定する。

6 指定管理者の指定議案等

指定管理者の指定にあたっては、公の施設の設置及び管理に関する条例の改正のほか、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要である。また、議会の議決後、指定管理者の指定について告示するものとする。

ア 指定議案の内容

指定管理者の指定議案の内容は、次のとおりとする。

(ア) 公の施設の名称

(イ) 指定管理者として指定する団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(ウ) 指定の期間

イ 予算措置

指定期間が複数年にわたる場合は、債務負担行為を設定するものとし、原則として指定管理者を指定する議案を提出する議会におい

て提出する。

7 協定の締結

指定管理者による当該公の施設の業務に関しては、適切な施設運営を図るため、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- ア 事業計画に関する事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 事業報告書に関する事項
- エ 市が支払うべき管理の費用に関する事項
- オ 指定管理者の指定の取消に関する事項
- カ 個人情報の保護に関する事項
- キ 情報公開に関する事項
- ク 第三者への損害賠償責任に関する事項
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長又は教育委員会が必要と認める事項

8 選定結果の公表

選定結果は、議会の議決を経て正式に決定した時点で、市の広報媒体（市広報紙、ホームページ等）を通じて公表するものとする。なお、公表する主な事項は次のとおりとする。

- ア 施設の概要
- イ 指定管理者が行う業務
- ウ 指定期間
- エ 選定の基準
- オ 選定の経過
- カ 指定管理者として指定する団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- キ 応募団体数及び名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

9 その他

公の施設に指定管理者制度を導入する場合は、それぞれの施設の設置及び管理に関する条例に業務の範囲、指定の手続、管理の基準、指定の取消し、施設の現状変更等を規定することとする。また、条例改正に併せて、当該施設の管理規則についても改正するものとする。なお、条例及び規則の整備については、各公の施設の所管課において行うこととする。